

達第百五十八號

軍 艦 富 士 /
軍 艦 石 見 ✓

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

大正十一年九月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

達第百五十九號

艦艇類別等級別表中軍艦ノ欄内「富士、石見」ヲ削除ス

大正十一年九月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

達第百六十號

特務艦類別等級別表中運送艦ノ欄内「神威」ノ次ニ「富士」ヲ加フ

百八十二

海 軍

大正十一年九月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

0741

達第百六十一號

艦船造修試験検査規則中左ノ通改正ス

大正十一年九月五日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第七十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

鎮守府司令長官ハ公試運轉ヲ施行スヘキ艦船他所屬ナルトキ該艦船ノ職員ヲ公試運轉委員ニ加ヘタルトキハ當該艦船ノ所屬長官ニ通知スルモノトス

(附例則卷二、五九一頁參照)

百八十三

海軍

0742

廢止

逕第百六十二號

大正五年逕第百九十九號

續検査表別紙ノ通改正シ左記ニ據リ大正十一年十月一日ヨリ之ヲ使用セシム

大正十一年九月七日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

左記

- 一、艦船總ノ検査ヲ施行シタルトキハ本表ニ記入シ現狀詳知並將來ノ考證ニ資スルモノトス
- 二、本表ハ機關日誌ニ準シ艦船内ニ保存スルモノトス

(附例題卷二、六四六頁参照)

(別表四葉添)

百八十四

海軍

0743

(艦船名)		罐 檢 査 表				(第 號 罐)				(乙)			
檢 査 官 氏 名		機 關				機 關							
・ 檢 査	同 數	第 回				第 回							
	年 月 日	— — — —				— — — —							
前 回 内 部 掃 除 後	總 使 用 時 數 (日-時)	日 時				日 時							
	罐ノ各狀態ニ於ケル時數	S 時	W 時	O 時	F 時	S 時	W 時	O 時	F 時				
		C	B	A		C	B	A					
檢 査 ノ 状 況	内部汚穢ノ程度												
	蒸氣「ドラム」												
	水「ドラム」												
	腐蝕ノ程度(深サ、大サ、位置等)												
	蒸 發 管												
	過 熱 管												
	蒸 氣 内 管												
	給 水 内 管												
	降 路 管												
	疵 又 ハ 變 形												
煉 瓦													
煉 瓦 承													
罐 圍 及 罐 臺													
煙 路 及 邪 魔 板													
焚 口													
灰 落													
罐 取 付 品	自働給水加減器												
	給水弁及全關聯裝置												
	水面計裝置												
	蒸氣弁及全關聯裝置												
	安全弁裝置												
	保護亞鉛												
重油噴燃裝置													
所 見													

(註) 一、所見箇内ニハ一般所見並ニ其ノ他ノ記号ヲ記註スルモノトス
 二、檢査回數ニハ新造後ヨリ順テ記テ其ノ回數ヲ附スルヲ例トス
 三、本表式(乙)ノ艦本式繪及之ニ類似ノ罐ニ用フルモノトス

(艦船名)		罐 檢 査 表 (第 號 罐)								(甲)	
檢 査 官 氏 名		機 關				機 關					
檢 査	回 數	第 回				第 回					
	年 月 日	日 時				日 時					
前 回 内 部 掃 除 後	總 使 用 時 數 (日-時)	S	W	O	F	S	W	O	F		
	罐ノ各状態ニ於ケル時數	C 時	B 時	A 時		C 時	B 時	A 時			
檢 査 状 况	内部汚穢ノ程度										
	腐 蝕 ノ 程 度 (深サ、大サ、位置等)	蒸 氣 「ドラム」									
		水 「ドラム」									
	蒸 發 管										
	過 熱 管										
	蒸 氣 内 管										
	給 水 内 管										
	接 續 管										
	循 環 仕 切 板										
	疵 又 ハ 變 形										
	煉 瓦										
	煉 瓦 承										
	罐 圍 及 罐 臺										
	煙 路 及 邪 魔 板										
	焚 口										
灰 落											
罐 取 付 品	自 動 給 水 加 減 器										
	給 水 弁 及 全 關 聯 裝 置										
	水 面 計 裝 置										
	蒸 氣 弁 及 全 關 聯 裝 置										
	安 全 弁 裝 置										
	保 護 亞 鉛 重 油 噴 燃 裝 置										
所 見											

(註)
 一、本表式(甲)ハ新造後ヨリ取付テ其ノ同敷キ附メラル例トス
 一、所見欄内ニハ一檢所見並ニ其ノ他ノ記号ヲ記シタルモノトス
 一、檢査回数欄ニハ新造後ヨリ取付テ其ノ同敷キ附メラル例トス

(艦 船 名)		罐 檢 査 表 (第 號罐)								(丙)	
檢 査 官 氏 名		機 關				機 關					
檢 査	回 數	第 回				第 回					
	年 月 日										
前 回 内 部 掃 除 後	總 使 用 時 數 (日 一 時)	日 時				日 時					
	罐ノ各状態ニ於ケル時數	S 時	W 時	O 時	F 時	S 時	W 時	O 時	F 時		
檢 査 ノ 状 況	内部汚穢ノ程度										
	腐 蝕 ノ 程 度 (深サ、大サ、位置等)	胴 一 板									
		鏡 板									
		管 板									
		爐 筒									
		燃 室									
		罐 管									
		過 熱 管									
	控 管 及 控 條										
	疵 又 ハ 變 形										
煉 瓦 及 煉 瓦 承											
焚 口											
灰 落											
煙 室 及 煙 路											
罐 取 付 品	給 水 弁 及 全 關 聯 裝 置										
	水 面 計 裝 置										
	蒸 氣 弁 及 全 關 聯 裝 置										
	安 全 弁 裝 置										
	保 護 亞 鉛 驅 鹽 弁 裝 置										
所 見											

(註)
 一、所見欄内ニハ一級所見並ニ其ノ他ノ記号ヲ記述スルモノトス
 一、檢査回数欄ニハ新造後ヨリ順ヲ追フテ其ノ回数ヲ附スルヲ例トス
 一、本様式(丙)ハ圓罐ニ用フモノトス

(艦船名)										罐 檢 査 表				(第 號 罐)				(丁)	
檢 査 官 氏 名		機 關				機 關				機 關		機 關		機 關		機 關			
檢 査	同 數	第 回				第 回				第 回		第 回		第 回					
	年 月 日	— — — —				— — — —				— —		— —		— —					
前 回 内 部 掃 除 後	使用時數(日一時)	日 時				日 時				日 時		日 時		日 時					
	罐ノ各状態ニ於ケル時數	S 時	W 時	O 時	F 時	S 時	W 時	O 時	F 時	S 時	W 時	O 時	F 時	S 時	W 時	O 時	F 時		
檢 査 状 況	内部汚穢ノ程度																		
	腐蝕ノ程度(深サ、大サ、位置等)																		
	疵 又 ハ 變 形																		
	罐 取 付 品																		
所 見																			

(註)
 一、所見欄内ニハ一檢所見其ノ他ノ記号ヲ記シタルモノトス
 二、於テ状況欄ニハ罐ノ制式ニ依リ(甲)(乙)(丙)液式ニ依リ製造年及製造廠ヲ記シテ檢査ヲ引キ其ノ狀況ヲ記入スルモノトス
 三、於テ回数欄ニハ新造後ヨリ順ヲ追フテ其ノ回数ヲ附シテ檢査ヲ引キ其ノ狀況ヲ記入スルモノトス
 四、本表式(丁)ハ(甲)(乙)液式ニ依リ檢査セラルル罐ニ用フルモノトス

正誤

本年達第百七十號中海軍無線電報取扱規則・海軍無線電報取扱規則ノ誤
大正十一年九月二十八日
海軍省副官



0748

達第百六十三號

艦船造修試験検査規則中左ノ通改正ス

大正十一年九月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第二十條ノ二 特務艦艇ノ製造ハ總テ前各條ニ準ス但シ新造特務艦艇竣工ノ場合ニ於ケル
授受ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 艦裝ノ事務ニ從事スル人員ヲ置キタル場合ニハ其ノ先任者第十條ニ準シ之ヲ海軍
工廠長又ハ私立製造所長ヨリ受領シ報告ヲ爲スヘシ
- 二 前號以外ノ場合ニ在リテハ第三十二條、第三十三條ニ依ルモノトス

(諸例則卷二、五九一頁参照)

達第百六十四號

海軍給與令施行細則中左ノ通改正ス

百八十五

海軍

大正十一年九月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第十九表ノ二己ノ一食金額「五錢」ヲ「十錢」ニ、「七錢」ヲ「十五錢」ニ改ム

第二十表備考ニ左ノ一號ヲ追加ス

三十五、潜水艦航行中必要アルトキハ骨付生獸肉(貯藏獸肉換給ノ場合ハ二表ノ換給比例ニ依ル)中必要ノ量額ヲ
減シ同量額ノ罐詰牛乳ヲ給スルコトヲ得

(會計法規中卷、三七頁参照)

0749

達第百六十五號

軍備補充費ヲ以テ大正十一年度ニ於テ建造ニ著手スヘキ一等驅逐艦一隻ニ左ノ通命名ス

大正十一年九月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

藤永田造船所ニ於テ建造

第十五驅逐艦

達第百六十六號

大正十年達第百九十號ヲ以テ命名セル一等驅逐艦中第十一、第十三驅逐艦ノ建造著手年度ヲ大正十一年度ニ變更シ左記造船所ニ於テ建造セシム

大正十一年九月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

浦賀船渠株式會社ニ於テ建造

第十一驅逐艦

百八十六

海軍

株式會社東京石川島造船所ニ於テ建造

第十三驅逐艦

達第百六十七號

艦艇類別等級別表中驅逐艦一等ノ欄「第十三」ノ次ニ「第十五」ヲ加フ

大正十一年九月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

(詳別紙第二四〇四頁参照)

0750

達第百六十八號

特務鑑別等級別表中運送鑑ノ欄「早瀬」ノ次ニ「隱戸」「間宮」ヲ加フ

大正十一年九月十五日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

百八十七

海軍

0751

達第六十九號

雇員傭人規則中左ノ通改正ス

大正十一年九月二十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第三條表中機關手ノ欄及火夫ノ欄「工廠需品庫」ノ下ニ各「經理學校」ヲ加フ

(附例題卷一、一〇三五頁參照)

百八十八

海軍

0752

達第百七十號

海軍無線電報取扱規則中左ノ通改正ス

大正十一年九月二十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

附表第一海軍艦(艦)名及海軍無線電信所名略符號ノ欄一等海防艦ノ部中「JUC富士」
「JUD石見」特務艦ノ部中「JY 勞山」及遞信省船舶局名略符號ノ欄鐵道省ノ部中「J
TL對馬丸」「JRL高麗丸」「JIL壹岐丸」「JRK新羅丸」「JPH長福丸」ヲ削リ
一等巡洋艦ノ部ニ

J G A A 衣笠

J G B A 古鷹

水雷母艦ノ部中迅鯨ノ次ニ

J U G 長鯨

一等驅逐艦ノ部中第十二驅逐艦ノ次ニ



百八十九

海軍

J Q B A 第十五驅逐艦

特務艦ノ部中武藏ノ次ニ

J X X K 鳴戸

J X M 早瀬

J U D 陸戸

J U Z 間宮

J U C 富士

ヲ加フ

(附録四條三ノH四二ノ一〇頁参照)

0753

達第百七十一號

經營需品定額表及經營需品貸與品表中左ノ通改正ス

大正十一年九月二十二日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

經營需品定額表中

運用長主管掌帆之部

區別	類別	番號	品名	數稱	摘	要	記	事
改正	備品	一三	短艇救物	大乙	枚			短艇救物甲、ヲ 貸與品ニ移シ本 番號中「ハ」ヲ削 除ス
同	同	同	同	小乙	枚			

經營需品貸與品表中

區別	類別	品名	數稱	貸與ノ場合	摘	要
削除	甲類	短艇救物	甲	枚		



改正	同	同	大乙	枚	臨時必要ノ時	
同	同	同	小乙	枚	同	
追加	乙類	同	甲	枚	天皇、皇族及之ニ 準スヘキ貴賓用	

百九十

海軍

達第百七十二號

經營需品制式圖中左ノ通改正ス但シ別圖ハ要スル向ヘノミ配付セシム

大正十一年九月二十二日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

運用長主管掌帆之部

短艇救物甲、同乙大、同乙小、ノ制式ヲ別圖ノ通改正ス

0754

送第百七十三號

左ノ通軍艦、驅逐艦及特務艦ニ信號符字ヲ點付ス

大正十一年九月二十九日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

一等巡洋艦

G Q E J

衣笠

G Q E K

古鷹

水雷母艦

G Q A U

長鯨

一等驅逐艦

G Q I P

第十五驅逐艦

特務艦

G Q D O

鳴戸

百九十一

海軍

G Q D X

早鞆

G Q D V

隱戸

G Q D X

問宮

0755

逕第七十四號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

大正十一年九月三十日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

海防艦ノ欄内「常磐」ヲ削リ敷設艦ノ欄内「勝力」ノ次ニ「常磐」ヲ加フ

(附則第二、四頁参照)

百九十二

海軍

0756